

Japanese Services Group tax newsletter

在米日系企業のための米国税務ニュースレター (毎四半期発行)

2014年夏季版

今季号の内容:

試験研究開発費税額控除: 修正申告書上で ASCの選択が可能に	1
顧客との契約から生じる収益に関するガイ ダンスを FASB および IASB が公表	2
2014年コーポレート・インバージョン対策税 制法案(Stop Corporate Inversions Act)	4
5年間無使用の場合に個人納税者番号が失効	4
エコノミック・ネクサス規定に関する外国法 人の懸念事項	5
州税の動向	6



試験研究開発費税額控除: 修正申告書で ASC の選択が可能に

2014年6月3日(火曜日)、米財務省および内国歳入庁(「IRS」)は、法人修正申告書上で代替簡易税額控除(「ASC」)を選択することにより、試験研究費開発税額控除申告の際の柔軟性向上を可能にする暫定規則草案(2014年6月3日付け『連邦官報』に出版された TD 9666 および REG-133495-13)を発表した。本暫定規則によると、法人は、法人およびそのグループ内のメンバー法人の近年の適格試験研究開発費のみを考慮する簡易的計算方法に基づいた内国歳入法第41条(c)(5)の下で決定された ASC を修正申告書上で選択できる。ただし、これは、法人またはそのグループ内のメンバー法人が当該年度と同じ年度に従来の計算方法に基づいた試験研究開発費税額控除を受けていない場合にのみ適用される。本暫定規則は通常2014年6月3日以降に終了する課税年度に適用されるが、試験研究開発費税額控除を受けた課税年度の修正申告可能期間(時効成立前)中に提出した修正申告書上での ASC 選択に関し新規の適用が可能である旨が、有効日に関する条項で明確化されている。当該条項については、財務省規則(Treas. Reg.) § 1.41-9T(d)を参照されたい。従って、法人は、時効成立前の過去3年間の申告書について(税務調査中のその他年度についても同様に)、従来の計算方法に基づいた試験研究開発費税

額控除を受けていなければ、修正申告書上で ASC を選択することが可能となる。また、既に時効が成立した 2014 年 6 月 3 日より前に終了した課税年度については、従来 of 規則が適用される。つまり、Treas. Reg. §301.9100-3 に基づいて、期限が延長された申告書や修正申告書において ASC 選択を行うことはできない。

顧客との契約から生じる収益に関するガイダンスを FASB および IASB が公表

2014年5月28日、米国財務会計基準審議会(FASB)および国際会計基準審議会(IASB)は顧客との契約から生じる収益について of 最終基準を公表した。会計基準アップデート(ASU) 2014-091としてFASBによって発表された本基準は、顧客との契約から生じる収益に関し会計上適用される単一の包括的なモデルを概説している。また、本基準は、特定の業界における収益認識基準を含む、収益に関する多くの解釈指針を置き換えるものである。

ASU の税務上の影響

連邦所得税法は、特定の取引(例：品物およびサービスに対する前渡金を含む長期契約や合意等)における収益認識について一般的な規則と特定の規則との両方を定めている。これらの規則は、財務報告目的で法人が適用する会計方針と類似することがよくあるが、その場合、法人は、例えば、現金主義、米国会計基準(U.S. GAAP)、国際財務報告基準(IFRS)等の、財務諸表作成の際に適用する収益認識基準を適用する。内国歳入法(IRC)は、課税所得を決定する上で特定の会計方針(U.S. GAAP等)の適用を義務付けてはいないが、法人は(別表M上で) IRCに基づいた課税所得を算出するため、税引前所得に適切な税務調整項目の加減算を考慮しなければならない。

ASUにより、収益認識の時期、そして場合によっては、U.S. GAAPまたはIFRSに基づいた会計処理を行っている法人により認識される収益額が変更される場合がある。これらの変更は、課税所得の計算にも影響を与える可能性がある。例えば、連邦税法上、一般的に収益は遅くとも受け取った時点で認識される。しかし、法人は、前渡金に関し収益認識を(1年以上)遅らせることが可能となる例外規定を適用することができる。この例外規定においては、会計上収益認識が繰り延べられている場合に限り、前渡金に関する収益認識を税務上も同様に繰り延べることが可能となる。

本基準は、前渡金が関与する特定の契約に関する収益の認識時期および測定基準に影響を及ぼす可能性があり、複数の履行義務を有する契約については、収益認識の時期を加速する場合があることから、当該年度の課税所得への影響についても考慮する必要がある。

さらに、本基準に含まれるいくつかの概念は、特定の一時的差異に影響を及ぼす場合がある。それら概念には以下のものが含まれる。

- 会計上の収益認識の変更および契約資産および契約負債上の変更をもたらす支配関係の変更に伴う収益認識。
- 変動対価または重要な財務要素を含む契約に関する収益認識時期の潜在的变化。
- 契約の獲得または履行によって生じた特定費用の資産化。その一部については、税務上控除可能となる場合がある。

本基準の導入に伴う税務上の影響は、法人特有の事実と状況に基づくことから、税務分析の実施および適切な税務上の会計方針選択を行なうためにも、まずは、本基準が財務諸表上広範囲にわたり及ぼす影響について理解することが重要である。

以下は移行計画時における検討事項である。

- U.S. GAAPまたはIFRSによる収益または費用の認識時期や測定基準に関する潜在的变化は、税務上の益金または損金認識時期に影響を及ぼすのか否か?
- 本基準の収益認識方法における会計上の変更が税法上有利かつ可能である場合、税務上の会計方針変更手続きが必要となるか否か?
- 本基準の収益認識方法における会計上の変更が税法上有利かつ可能でない場合、U.S. GAAPまたはIFRSの特定の旧式会計方法の記録(本基準により置き換えられる旧式の収益認識方法に準じた記録等)を保管する必要があるか?
- 複数の履行負債を伴う契約の収益額が本基準において個別の履行負債に配分される場合、税務上および会計上の配分額に相違が生じ得る特定の契約条件はあるか?
- 税務上の会計方針が会計上の会計方針と異なる限りにおいて、留意すべき新しいデータまたはシステム要件はあるか?
- IFRSに基づいた会計処理を行っているような特定外国法人に関する負担税額への影響はあるか否か?
- 外国事業において本基準の導入時に開始残高に対する累積調整額がある場合、米国に拠点を置くその親会社は国外で永久に再投資される留保利益に関するポジションを再評価し、税効果会計による繰越税金負債額(該当する場合)の再評価を行う必要があるか否か?
- 移転価格が財務報告上認識される収益額に基づく場合等、多国籍法人の移転価格戦略への影響とは何か?
- 本基準の代理人関係のガイダンスに基づいて税務当局へ支払われる売上税についての財務諸表上の表示変更の必要性はあるか否か?
- 通常、州の課税所得に対する影響は、連邦課税所得と同様ではあるが、その他州税に関する留意点とは何か?

2014年コーポレート・インバージョン対策税制法案(Stop Corporate Inversions Act)

2014年5月20日、下院歳入委員の有力メンバーであるサンダー・レビン議員(民主党、ミシガン州)は「2014年コーポレート・インバージョン対策税制法案」を提出した。同様の法案が米上院調査常設小委員会会長カール・レビン議員(民主党、ミシガン州)によって上院議会に提出された。両法案は、インバージョン対策として導入された内国歳入法第7874条項を変更しようとするものである。

法案の主な目的は、多国籍法人が関与するコーポレート・インバージョン取引の高まりを阻止することである。インバージョン取引とは、米国法人が外国法人を買収し、当該米国法人がターゲットである外国法人の子会社となりその傘下に入る組織再編の処理を意味するが、このような税務戦略を取り入れた買収スキームにより、グループ全体の実効税率低減につなげることが可能となる。本法案は現行のインバージョン対策規則よりも範囲がさらに広く、米国法人または事業を買収する外国法人は、米国の買収ターゲット法人の規模や、現金による買収かどうかに関係なく、本規則の対象となる可能性がある。2014年5月8日より後に終了する事業年度の遡及有効日を考慮し、米国法人買収を検討している外国法人は本法案について留意する必要がある。

本法案では、外国法人は、米国法人または事業の買収において株式を発行することなくインバージョンを行った米国法人とみなされる場合があり、外国法人は法案について理解する必要がある。遡及有効日のある本法案が最終的に通過する可能性は不明ではあるが、外国法人の税務責任者は、本法案が施行された場合の潜在的影響の分析を検討し、また最終的に施行された際には、本法案の影響の可能性について、企業経営者または出資者とコミュニケーションを図り十分な理解を促すべきである。

施行された場合、外国法人を含む拡大関連者グループ(EAG)の管理および支配が主に米国内で行われ、また当該EAGが重要な米国内事業活動を行う場合、内国歳入法第7874条の遡及修正に基づいて、外国法人が米国法人として取り扱われる可能性がある。EAGが親会社である外国法人の管轄区域内で重要な事業活動を行う場合に例外が適用される可能性はあるが、本法案では持分継続の検討は含まれていない。よって、米国法人またはパートナーシップ(もしくはその資産)を現金で買収した場合でも、親会社である外国法人は、買収日時点で米国法人として課税対象となる可能性がある。本法案が2014年5月8日より後に行われた買収にも遡及的に適用される可能性を考慮し、米国法人または資産の買収を検討している外国法人は、買収前に上記法案の対象となる可能性について考慮すべきである。

5年間無使用の場合に個人納税者番号が失効

2014年6月30日、IRSは個人納税者番号(ITIN)の失効に関する新方針を発表した。新方針では、すべてのITINは、5年連続して税務申告書上で使用されなかった場合、失効の対象となる。また、新方針ではIRSは2016年までITINの無効化を開始しないとしている。

ITINは社会保障番号(SSN)を取得できない個人に米政府が発行している。就労目的で米国で滞在する多くの外国人にとっては、米国での就労許可がないためにSSN申請に不適合となる配偶者や扶養家族がITIN発行の対象となっている。これらの配偶者や扶養家族を税務申告書上で報告し税控除を受けるには、納税者番号が必要であるが、ITINがこれら個人に発行される納税者番号である。

2012年11月29日に発表された以前の方針では、IRSは、2013年1月1日以降に発行されたITINが使用の有無に関係なく5年後に失効の対象となると表明していた。また、ITINが引き続き必要となる納税者は5年間の有効期限後に再申請する必要がある。2013年1月1日より前に発行されたITINは5年間の有効期限の対象とはならなかったが、IRSはこれらのITINに対する有効期限に対する方針を再検討する権利を留保していた。

新方針では、2013年1月1日以降に発行されたITINだけではなく、すべてのITINが有効期限の対象となり得るが、ITINが失効するのは、5年連続して米国税務申告書上で使用されなかった場合に限られる。納税者が米国税務申告書の提出を継続し、当事者または扶養家族に割り当てられたITINを使用する限り、ITINは失効しない。

移行期間を考慮し、IRSは、新方針に基づくITIN無効化を2016年まで開始しない旨を発表した。なお、ITINが失効した納税者は、現行の取得手続きに従って様式W-7を提出し再申請する必要がある。

エコノミック・ネクサス規定に関する外国法人の懸念事項

州の所得税法上、州内において事業活動を行っているかどうか、または、ネクサス（州税の課税権）を有するか否かについて判断する際に、明確な基準を導入する、というのが近年の傾向である。2002年、多州間租税委員会(MTC)は、事業活動税についての明確な制定法上のネクサスに関する統一課税草案を採択した。本草案においては、課税期間中に以下のいずれかのケースに該当する場合、「実質的なネクサス」を有する、つまり、州内において事業を行っているものとみなされる。

- 州内に保有する不動産および有形資産が\$50,000を超える場合
- 州内で法人が支払った給与額が\$50,000を超える場合
- 州内の売上げが\$500,000を超える場合、または
- 州内に保有する不動産および有形資産、給与、または、売上げが、法人の総資産、総支払給与額、または、総売上げの25%を超える場合

納税義務の判断基準となる資産、給与、または売上の金額は、消費者物価指数における累積変化率を反映させるため毎年調整される、と定められている。経済的存在(Economic Presence)に基づくネクサス基準を導入した一部の州はMTC(カリフォルニア州の例は以下参照)により提案された基準額を適用しているが、その他の州は、特に、州内の販売活動に関して異なる基準額を適用している。例えば、2015年1月1日以降に始まる課税年度に対して有効となる、ニューヨーク州におけるネクサス判断基

準においては、課税年度中にニューヨーク州内の顧客に対する売上げが 100 万ドル以上となる場合、ネクサスを有するとみなされ、同州において課税対象となる。

カリフォルニア州の例

2011 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度については、同州における「事業を行う」ということに関する従来の定義、つまり、同州内で「経済的または金銭的な利益を得る目的で積極的に取引に従事している」ことに加え、同州内での一定額の資産、給与、または売上に基づく明確なネクサス判断基準を導入した。一定額の資産、給与、または売上を含む、4つのケースのいずれかに該当すると、同州内で「事業を行っている」ことになり、州法人税の対象となる。売上に関しては、2011 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度について、法人の同州内での売上が \$500,000 または当該法人の総売上額の 25% のいずれか少ない額を超過するか否かが判断基準となる。売上基準額は、翌年以降調整され、2012 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度においては \$509,500、また 2013 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度においては \$518,162 となる。

外国法人の懸念事項

これら税法上の改定の結果、外国法人はカリフォルニア州法人税の対象となるリスクがさらに高まる可能性がある。同様のリスクは、カリフォルニア州のように経済的存在(Economic Presence)に基づくネクサス基準であるエコノミック・ネクサス規定を導入している州においても存在する。米国内で事業活動を行う外国法人は、州法人税の申告および納付義務の有無についての判断にはさらなる分析が必要となる可能性はあるが、まずは、以下の仮説的シナリオについて考慮してみることが勧められる。

- 外国法人が、同州における特許、商標、ライセンス、ロイヤルティ、インターネットゲームなどの無形資産の使用から、または当該無形資産を製品メーカーとのライセンス協定において組み込んだ物品(マーケティング上の無形資産など)の販売からライセンスまたはロイヤルティの収益を得る場合。
- 外国法人の役員または社員が当該外国法人の米国関連会社または顧客のためにサービスを行うため同州に滞在する場合。
- 外国法人の役員または社員が米国外においてサービスを行い、当該サービスを当該外国法人の同州における米国関連会社または顧客に費用を請求する場合。
- 外国法人が同州の有形動産を米国関連会社または第三者に売却する場合。
- 外国法人が同州の米国関連会社または顧客への融資による利子所得を得る場合。

州税の動向

カリフォルニア州投資税額控除(California Competes Tax Credit)申請日の発表

カリフォルニア州投資税額控除(「CCTC」)は同州における事業拡大や新規設備投資に適用される法人

税額控除である。CCTCは2013年7月11日に施行され、最初の申請期間は2014年4月14日に終了した。2013/2014年度については、CCTC委員会は29社に\$20,000から\$6,000,000の範囲で総額\$28,904,663の税額控除を認めた。カリフォルニア州経済促進知事室(「GO-Biz」)によると、2014/2015年度については\$150,000,000のCCTCを見込んでいる。申請期間3期の内の2期およびCCTC委員会聴聞会の全日付については、既にGO-Bizにより発表済みであり、近日中に申請手続きが開始される予定である。

2014/2015年度の資金は前年度の資金額をはるかに上回ると見込まれており、GO-BizはCCTC見積額\$150,000,000を3回に分けて資金提供の実施を行う予定である。GO-Bizは2014/2015年度について以下の申請期間を発表した。

申請期間	資金提供額	公聴会
現在未定ではあるが、2014年10月/11月頃を予定	\$45,000,000	2015年1月15日
2015年1月5日～2015年2月2日	\$75,000,000	2015年4月16日
2015年3月9日～2015年4月6日	\$30,000,000 (プラス未配賦額)	2015年6月18日

ルイジアナ州2014年任意開示制度(Amnesty Program)の日付を決定

2014年8月12日、ルイジアナ州税務当局(「LADOR」)はプレスリリースで2014年度任意開示制度に関するさらなる詳細を発表した。LADORにより具体的に示されているように、同制度は2014年10月15日12:01 AMに開始され、2014年11月14日11:59 PMに終了する予定である。同州に対し未払い税金負債がある適格納税者は任意開示手続きについて検討することが勧められる。

ロードアイランド州、大幅な税制改革を施行

2014年6月19日、リンカーン・チェイフィー、ロードアイランド州知事は2015年度予算、法案番号H 7133代替法案A(「H.B. 7133」)に署名を経て成立した。新法は以下を含む同州の税法のあらゆる側面を大幅に修正・改正している。

- 50%超所有または支配されている単一関連会社グループに属する法人は水際方式で合算申告する必要がある。当該合算は、5年間拘束力がある選択で、関連会社グループベースで行うことができる。5名以上の常勤社員のいる同州の受動的投資会社は合算申告の対象外である。
- 特定の制限事項を含む欠損金および税額控除の取り扱いに関する規定。
- 関連会社間取引額加算調整の廃止。
- フランチャイズ税の廃止。
- 9%から7%への法人税率の軽減。
- 小規模法人に対する\$500ミニマム税導入。

- 有形資産の販売以外の収入について、相手先ベースの源泉判定を適用して売上げのみの単一要素方式を導入する。メンバー法人が同州内でネクサスを有するか否かに関係なく、単一事業グループの各メンバー法人の収益が含まれる(「Finnigan」主義)。

Talk to us

Please visit www.deloitte.com/us/jsg for additional information about Deloitte's Japanese Services Group. If you have questions or comments regarding the content of this newsletter, please contact one of the following leaders:

John Jeffrey
JSG Global Leader
Tel: 1 (212) 436-3061
Email: jjeffrey@deloitte.com

Hiro Nakamura
JSG East Region Leader
Tel: 1 (212) 436-4259
Email: hironakamura@deloitte.com

Steven Imp
Tax Leader - US Japanese Services Group
Tel: 1 (212) 436-2892
Email: simp@deloitte.com

George Warnock
JSG Americas Leader
Tel: 1 (212) 436-2733
Email: gwarnock@deloitte.com

Akira Yamamoto
JSG Central Region Leader
Tel: 1 (313) 396-3373
Email: ayamamoto@deloitte.com

Toshiro Ikeda
Deputy Tax Leader - US Japanese Services Group
Tel: 1 (212) 436-4956
Email: toikeda@deloitte.com

Naofumi Yamazumi
JSG West Region Leader
Tel: 1 (415) 783- 6328
Email: nyamazumi@deloitte.com

Tetsuya Ishida
Deputy Tax Leader - US Japanese Services Group
Tel: 1 (213) 553-1337
Email: tishida@deloitte.com

Additional Local Contacts for this Edition

Stuart Dorsky
Tax Principal | East Region
Tel: 1 (212) 436-3155
Email: sdorsky@deloitte.com

Tomoko Miyahara
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 436-6883
Email: tmiyahara@deloitte.com

Joseph Paradiso
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-3175
Email: jparadiso@deloitte.com

Mizuho Takahashi
Tax Manger | East Region
Tel: 1 (212) 492-4976
Email: mizutakahashi@deloitte.com

Todd Best
Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (513) 784-7129
Email: tbest@deloitte.com

Yukari Jones
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (214) 840-1008
Email: yujones@deloitte.com

John Marcheschi
Tax Director | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5136
Email: jmarcheschi@deloitte.com

Yoshimasa Umehara
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5739
Email: yumehara@deloitte.com

Kaoru Fu
Tax Director | West Region
Tel: 1 (415) 783-4738
Email: kfu@deloitte.com

Reiko Ishii
Tax Director | West Region
Tel: 1 (213) 553-1097
Email: rishii@deloitte.com

Takuya Morimoto
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 688-5584
Email: takmorimoto@deloitte.com

Kent Pham
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4228
Email: kentpham@deloitte.com

Eigen Yanagi
Tax Partner | West Region
Tel: 1 (408) 704-4717
Email: eyanagi@deloitte.com

Susan Eisenhauer
Tax Director | East Region
Tel: 1 (973) 602-4343
Email: seisenhauer@deloitte.com

Seiko Morohashi
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 436-6995
Email: smorohashi@deloitte.com

Jim Ryan
Tax Director | East Region
Tel: 1 (860) 725-3608
Email: jiryan@deloitte.com

Akiko Tateishi
Tax Manger | East Region
Tel: 1 (212) 436-4315
Email: aktateishi@deloitte.com

Troy Biddix
Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (313) 396-3201
Email: tbiddix@deloitte.com

Takashi Kishimoto
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (513) 723-4118
Email: tkishimoto@deloitte.com

Midori Nakamura
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5581
Email: minakamura@deloitte.com

Maki Andrews
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (619) 237-6762
Email: makiandrews@deloitte.com

Shigeki Fujisawa
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2625
Email: sfujisawa@deloitte.com

Hirofumi Kashiwai
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3650
Email: hkashiwai@deloitte.com

Maya Myoga
Tax Director | West Region
Tel: 1 (213) 688-6933
Email: mmyoga@deloitte.com

Randee Tan
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4243
Email: rantan@deloitte.com

Emiko Hashimoto
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-6854
Email: emhashimoto@deloitte.com

Hideki Nakajima
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (404) 631-3618
Email: hnakajima@deloitte.com

Mike Schmidt
Tax Principal | East Region
Tel: 1 (404) 220-1505
Email: mikeschmidt@deloitte.com

Yuka Wakino
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 436-5933
Email: ywakino@deloitte.com

Tanya Crawford
Tax Director | Central Region
Tel: 1 (614) 229-4828
Email: tcrawford@deloitte.com

Yasunori Kobayashi
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (313) 396-2804
Email: yakobayashi@deloitte.com

Hiroshi Nakazawa
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-0659
Email: hnakazawa@deloitte.com

Yuko Beuhler
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4283
Email: yuknishiyama@deloitte.com

Hiroko Fukui
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2453
Email: hfukui@deloitte.com

Joel Littleford
Tax Partner | West Region
Tel: 1 (213) 688-5415
Email: jlittleford@deloitte.com

Nana Numata
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-6789
Email: nnumata@deloitte.com

Tomoko Tanega
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (808) 543-0729
Email: ttanega@deloitte.com

Kazuki Konno
Tax Manager | East Region
Tel: 1 (404) 631-2329
Email: kkonno@deloitte.com

Kayoko Ohashi
Tax Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-3344
Email: kaohashi@deloitte.com

Michael Sullivan
Tax Partner | East Region
Tel: 1 (212) 436-3223
Email: miksullivan@deloitte.com

Mariuko Yamamoto
Tax Manger | East Region
Tel: 1 (212) 436-5931
Email: maryamamoto@deloitte.com

Emi Hatano
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (317) 656-6958
Email: ehatano@deloitte.com

Terrance Kurtenbach
Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (414) 347-6160
Email: tkurtenbach@deloitte.com

Aya Ozeki
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-3300
Email: ayaozeki@deloitte.com

Madoka Endo
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 688-4176
Email: madendo@deloitte.com

Rumiko Imanaka
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4431
Email: rimanaka@deloitte.com

Yukiko Modegi
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2333
Email: ymodegi@deloitte.com

Mana Ota
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-4287
Email: mota@deloitte.com

Michiko Ueda
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4341
Email: mueda@deloitte.com

Please visit www.deloitte.com/us/jsg for additional information about Deloitte's Japanese Services Group.

About Deloitte

The information contained in The Japanese Services Group Tax Newsletter is for general purposes only and Deloitte is not, by means of this newsletter, rendering accounting, business, financial investment, legal, tax, or other professional advice or services. This material is not a substitute for such professional advice or services, nor should it be used as a basis for any decision or action that may affect your business. Before making any decision or taking any action that may affect your business, you should consult a qualified professional advisor. Deloitte shall not be responsible for any loss sustained by any person who relies on this newsletter.

As used in this document, "Deloitte" means Deloitte Tax LLP, a subsidiary of Deloitte LLP. Please see www.deloitte.com/us/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte LLP and its subsidiaries. Certain services may not be available to attest clients under the rules and regulations of public accounting.

Copyright © 2014 Deloitte Development LLC. All rights reserved.

Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited